

令和8年3月
遺失物取扱いのしおり
(施設の占有者のみなさまへ)

長 崎 県 警 察 本 部

は じ め に

この資料は、あなたが管理している店舗等の施設内において、施設を利用されているお客様及び従業員等関係者が他人の落とし物を拾って届け出た場合に、施設の管理者として必要な事務手続をまとめたものです。適正な手続を執らないと、落とし物が持ち主に返らないばかりでなく、届け出たお客様や施設占有者としての報労金を受ける権利、また所有権を取得する権利などを失ってしまうことになりかねません。

遺失物法をはじめとした関係法令に基づいて適正な手続を行っていただくため、本資料をご活用していただくようお願いいたします。

目 次

1	遺失物とは何か	1
2	施設及び施設占有者と何か	1
3	施設内における拾得者は誰	1
4	拾得物件の所有権	2
5	報労金（お礼）請求権	2
6	費用請求権	3
7	拾得物件の取扱い	3
8	罰則規定	6
	施設内の拾得物の流れ	7
	参考 施設占有者のみなさまへ	
	～特例施設占有者制度について～	8
	別紙1（拾得物件預り書）	14
	別紙2（拾得物一覧簿）	15
	別紙3（拾得物件提出書）	16
	別紙4（同意書）	17
	付録1（遺失物法）	18
	付録2（遺失物法施行令）	28
	付録3（遺失物法施行規則）	32

凡例：「法」…遺失物法、「政令」…遺失物施行令、「規則」…遺失物施行規則

遺失物の取扱いについて (建築物等の占有者の皆様へ)

1 遺失物とは何か

遺失物というのは、「他人が占有していた物であって、当該他人の意思に基づかず、かつ、奪取によらず、当該他人が占有を失ったもの」ということとなりますが、簡単にいいますと、「落とし物」、「忘れ物」ということとなります。

つまり、持ち主が無意識のうちに落としてしまった「携帯電話」や「財布」、乗り物の中に忘れた「傘」などのことで、預かったものや捨てられたものは含まれません。

2 施設及び施設占有者とは何か

「施設」とは遺失物法第2条第5項により「建築物その他の施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。）であって、その管理に当たる者が常駐するものをいう。」と定められています。

また、この「施設」の占有者を「施設占有者」といいます。具体的には駅や鉄道車両であれば鉄道事業者、商店であれば商店主が施設占有者となり、従業員や使用人が拾得した拾得物件は、当該施設占有者が拾得したものとして取り扱います。

3 施設内における拾得者は誰か

道路上で拾得した場合は、拾得者は、速やかに、拾得物件を落とし主に返すか又は警察署長（警察署、交番、駐在所）に提出しなければなりません。しかし、施設内で拾得した場合は、

(1) 建築物その他の施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下「施設」という。）の占有者、又はその代理人、使用人その他従業者（以下「代理人等」という。）が、当該施設で他人の物件を拾得したときは、速やかにその物件を施設占有者に差し出さなければなりません。

この場合、拾得者は当該施設の施設占有者となります。

※ 「占有者」には、守衛、巡視等のように管守することを主たる職務とする者だけでなく、店員、駅員、職員、当該施設における人の出入り等の管理に係る職務に従事する者を広く含みます。

※ 「代理人等」には、施設占有者又は特例施設占有者から業務の一部の委託を受けた者及びその者の代理人、使用人その他の従業者を含みます。

(2) 施設の利用者（以下「施設利用者」という。）が他人の物件を拾得したときは、速やかに拾得物件を代理人等に交付し、代理人等はこれを当該施設の施設占有者に差し出さなければなりません。

この場合、拾得者は施設利用者となりますが、拾得者の権利について注意する必要があります（4～6で説明しています。）。

4 拾得物件の所有権（民法第240条、法第33条）

警察署長が施設占有者から拾得物件の提出を受けた後、遺失者が判明せずに保管期間3か月（埋蔵物は6か月）を経過すると、拾得者が施設利用者の場合は当該施設利用者が、施設占有者の場合は施設占有者が、当該拾得物件の所有権を取得することができます。

しかしながら、施設利用者が拾得の時から**24時間以内**に占有者に交付しなかったときは、施設利用者は所有権を取得することはできず、施設占有者が当該拾得物件の所有権を取得することができます。また、施設占有者が自ら拾得し、又は施設利用者から交付を受けた日から**1週間以内**に警察署長へ提出しなかった施設占有者は、所有権を取得できません。

※ 所有権を取得することができない物件（法第35条）

- 1 法令の規定により所持が禁止されているもの
- 2 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録
例…免許証、通帳、キャッシュカード等
- 3 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、又は電磁的記録
例…手帳、日記、家計簿、個人的な記録が保存されているパソコン等
- 4 遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録
例…携帯電話、住所録等
- 5 個人情報データベース等が記録された文書、図画又は電磁的記録
例…企業の顧客リスト、大学の学生リスト等

※ 2～5に該当する物件（以下「個人情報関連物件」という。）

5 報労金(お礼)請求権（法第28条）

拾得者は、拾得物件の価値の5%から20%の範囲内で遺失者から報労金（お礼）を受け取ることができます。

ただし、施設内で施設利用者が拾得した場合は、前記の範囲内の額の2分の1を施設利用者と施設占有者がそれぞれ受け取ることとなります（それぞれ2.5%から10%の範囲内）。

しかしながら、施設利用者が拾得の時から**24時間以内**に占有者に交付しなかったときは、報労金（お礼）を受け取ることはできません。また、施設占有者が自ら拾得し、又は施設利用者から交付を受けた日から**1週間以内**に警察署長へ提出しなかった施設占有者は、報労金（お礼）を受け取ることはできません。

なお、施設利用者又は施設占有者のいずれかが報労金（お礼）を受け取る権利を放棄又は喪失した場合においても、2分の1の額のままとなります。

6 費用請求権（法第27条、法第34条）

拾得者は、拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用について、当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の所有権を取得してこれを引き取る者に請求することができます。

しかしながら、施設利用者が拾得の時から**24時間以内**に占有者に交付しなかったときは、費用を請求することはできません。また、施設占有者が自ら拾得し、又は施設利用者から交付を受けた日から**1週間以内**に警察署長へ提出しなかった施設占有者は、費用を請求することはできません。

7 拾得物件の取扱い

(1) 拾得場所の確認

拾得物件の交付を受けた場合、まず自分が管理する施設内で拾得されたものかどうかを確かめる必要があります。施設内ではなく、施設前の路上で拾得された場合は、警察署長(警察署、交番、駐在所)へ提出するように案内をお願いします。

(2) 拾得者の確認

拾得者が占有者であるか施設利用者であるかを確認し、施設利用者の場合は併せて住所、氏名及び連絡先を確認してください。

(3) 拾得日時の確認

拾得者が施設利用者の場合、拾得してから24時間以内に交付されたものであるか、24時間を経過して交付されたかの違いにより、拾得者の権利に影響を及ぼすことから、注意が必要です。24時間を経過して交付された場合は、所有権を取得する権利を始めとした全ての権利を喪失していることを説明してください（遺失物法第34条）。

また、拾得者が、いずれかの権利を有する場合は、警察署長から「拾得物件受理通知」が後日送付されることを伝えてください。

(4) 拾得物件の確認

施設利用者から交付を受けた場合は、当該施設利用者の面前で拾得物件の確認を行ってください。

(5) 権利の確認

施設利用者から交付を受けた場合は、**24時間**を経過して交付された場合を除いて前記4～6で説明をしています3つの権利（所有権を取得する権利、報労金を請求する権利、費用を請求する権利）について、当該施設利用者によるその意思の確認を行ってください。

(6) 氏名等の告知の確認

施設利用者から交付を受けた場合は、遺失者が判明して返還する際に、当該施設利用者の名字、連絡先を遺失者に告知してよいかどうかの意思の確認を行ってください。

(7) 書面の交付（法第14条）

施設利用者から交付を受けた場合は、当該施設利用者の求めに応じて「拾得物件預り書」（別紙1）を交付してください。既に採用している様式がある場合はそのまま使用することができますが、下記の必要事項を網羅することが必要です。

※ 拾得物件預り書の記載事項

- ・ 物件の種類及び特徴
- ・ 物件の交付を受けた日時
- ・ 施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(8) 拾得物件の掲示等（法第16条）

施設占有者は、施設利用者が見やすい場所に下記事項を掲示し、又は拾得物一覧簿（別紙2）を備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるようにしなければなりません。既に採用している様式がある場合はそのまま使用することができますが、下記の必要事項を網羅することが必要です。

※ 掲示し、又は拾得物一覧簿に記載する事項

- ・ 物件の種類及び特徴
- ・ 物件の拾得の日時及び場所

(9) 保管、返還（法第13条、法第15条）

拾得物件については、遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理者の注意をもって取り扱わなくてはなりません。遺失者が判明した場合は、遺失者へ返還します。

(10) 警察署長への提出（法第13条、法第34条）

掲示等をして遺失者が判明しないときは、交付を受けた日（又は自ら拾得した日）から **1週間以内**（※特例施設占有者は2週間以内）に拾得物件提出書（別紙3）を作成し、拾得物件に添えて、警察署長に提出してください。当該期間を経過しますと、当該拾得物件の所有権を有する権利等を喪失することとなります。既に採用している様式がある場合はそのまま使用することができますが、下記の必要事項を網羅することが必要です。

※ 特例施設占有者については後述しています。

※ 施設占有者が取り扱った拾得物件を提出する際の提出書の記載事項

1 物件に関する事項

- ・ 物件の種類及び特徴
- ・ 物件の拾得の日時及び場所
- ・ 物件の交付の日時

2 施設占有者及び拾得者に関する事項

- ・ 施設占有者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- ・ 拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- ・ 施設占有者及び拾得者の所有権、報労金請求権及び費用請求権を取得する権利の有無
- ・ 施設占有者及び拾得者に係る氏名等の遺失者に対する告知についての同意の有無

提出を受けた警察署長は「拾得物件預り書」をお渡ししますが、後日、遺失者が判明せずに当該拾得物件の所有権を取得した際に必要となりますので、紛失しないようにしてください。

なお、施設利用者が拾得し、いずれかの権利を有する場合は、警察署長から「拾得物件受理通知」を拾得者に後日直接送付します。

○ 拾得物件情報の提出

施設占有者は、拾得物件提出書にかえて、同提出書の内容を電磁的記録媒体（USBなど）や電子メール又は警察庁ホームページからオンラインで提出できます。

※ 電磁的記録媒体での提出に必要なプログラム、使用方法については、長崎県警察のホームページで案内しております。電磁的記録媒体、電子メール、オンラインにより拾得物件情報を提出する場合は、提出予定の警察署へ事前にご相談ください。

(11) 警察署長に提出した後、遺失者が判明したときの取扱い

拾得物件を警察署長に提出した後、遺失者から返還の申出があったときは、提出した警察署名及び提出をした際にお渡しした「拾得物件預り書」に記載してある「受理番号」を案内し、警察署での保管の有無及び返還手続に必要な事項等について当該警察署に確認をしていただくように教示してください。

(12) 保管期間満了に伴う取扱い

ア 警察署長に提出した拾得物件は、3か月（埋蔵物は6か月）を経過しても遺失者が判明しない場合、施設占有者が所有権を取得するものについては施設占有者に交付します（特例施設占有者が自ら保管する物件の場合は、警察署での手続は不要です。）。

先にお渡しした拾得物件預り書に施設占有者の住所、代表者の氏名を記載、又は署名した上、提出した警察署においてください。

保管期間が満了してから2か月以内に受け取らないと、当該拾得物件の所有権を失い、引き取ることができませんのでご注意ください。

イ 施設利用者が拾得した物件のうち、当該施設利用者が所有権を取得するものについては、警察署長が交付手続を行いますので、施設占有者においての手続はありません。

(13) 同意書の提出について

施設内で施設利用者が拾得した場合において、直接、警察署、交番等へ拾得物として提出をされることがあります。原則として、施設利用者は施設占有者へ交付することとなっていますので、この場合、警察署等において拾得物として受理をするためには、施設占有者の同意が必要となります。

このような場合、施設利用者からの提出を受ける都度、警察署等から施設占有者へ連絡し、同意をいただくことは合理的ではありませんので、あらかじめ同意書（別紙4）を提出していただくことにより、相互の利便を図ることができるとともに、当該施設利用者にお待ちいただくこともなくスムーズな受理が可能となりますので事前の提出をお願いします。

8 罰則規定（法41条～44条）

施設占有者には、以下の罰則が定められています。

1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 施設占有者若しくは特例施設占有者又はその代理人等の行為が遺失者又は拾得者の利益を害するおそれがあると認められるときは、公安委員会はその利益を保護するために必要な指示を行うことができるが、この指示に違反したとき

2 30万円以下の罰金

- ・ 拾得者へ書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき
- ・ 公安委員会の求めに応じ、保管物件に関し報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき

特例施設占有者には、前述の罰則規定に加えて以下の罰則も定められています。

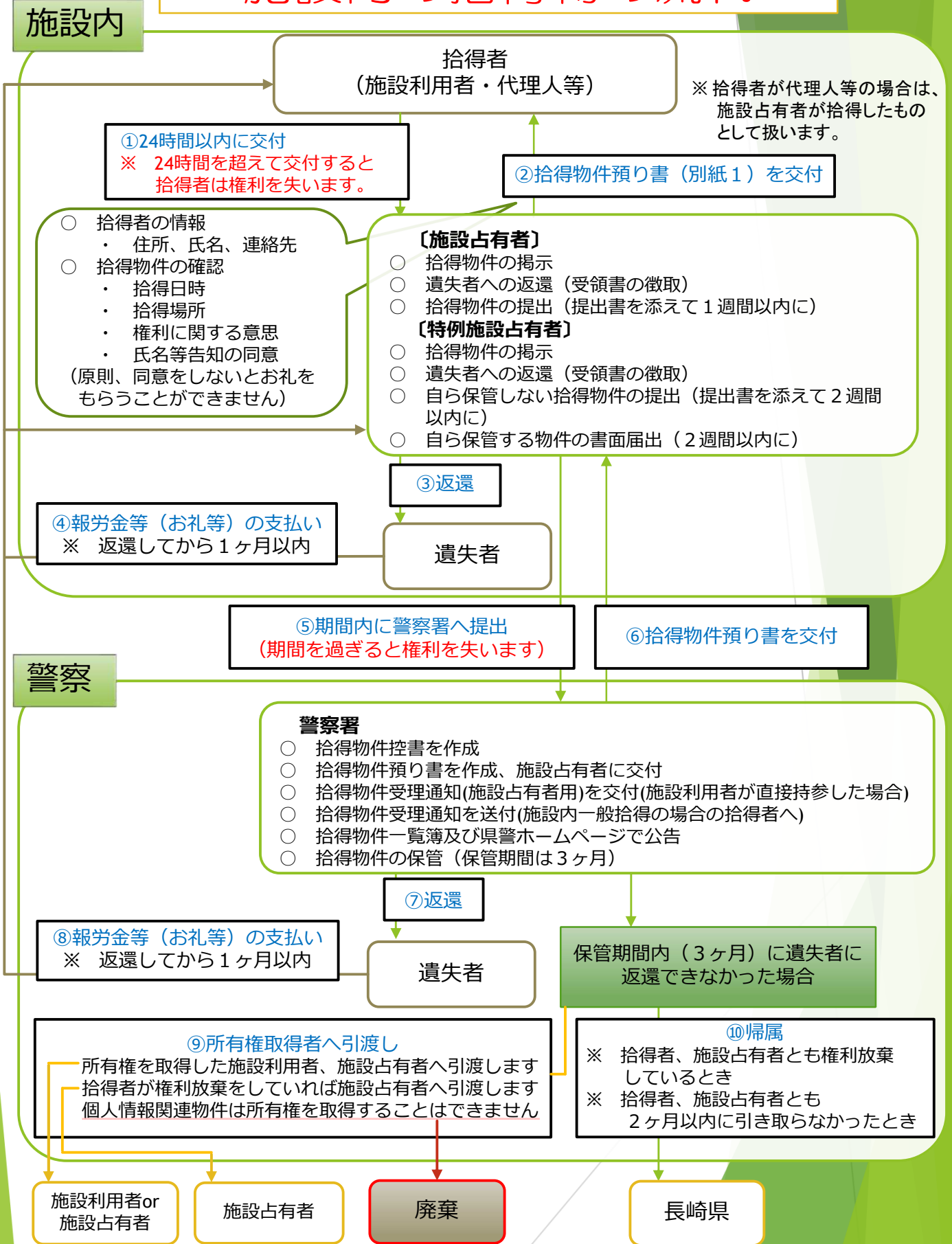
1 30万円以下の罰金

- ・ 保管している拾得物件を、保管期間満了前に売却又は処分しようとしたときに警察署長に届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分したとき
- ・ 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載又は帳簿を保存しなかったとき
- ・ 特例施設占有者でなくなった場合に、遅滞なく保管物件に帳簿の写しを添付して警察署長に提出しなかったとき
- ・ 公安委員会の求めに応じ、保管物件に関し報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ・ 保管物件のうち、個人情報関連物件について、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は公告をした後3か月以内に遺失者が判明しないとき、速やかにこれを廃棄しなかったとき

2 20万円以下の過料

- ・ 死亡、法人が合併以外の事由により解散、法人合併により消滅した場合に、帳簿の写しを添付して保管物件を提出しなかったとき

施設内の拾得物の流れ



特例施設占有者制度について

～ 特例施設占有者とは ～

不特定かつ多数の者が利用する施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として、遺失物法施行令第5条に定められた要件を満たす一定の公共交通機関（以下「公共交通機関」という。）及び長崎県公安委員会から指定を受けた施設占有者になります。

～ 施設占有者との相違点 ～

◆ 拾得物件の警察署長への提出期間（法第17条）

施設占有者は拾得者から交付を受け、又は自ら拾得をした日から1週間以内に提出しなければなりません。特例施設占有者はこの期間が**2週間以内**となります。

◆ 拾得物件の自社保管（法第17条）

特例施設占有者は、政令で定められた高額な物件及び禁制品等を除いて、自ら保管することができます（警察署長への提出が免除されます）。

拾得物件を自ら保管するか、又は警察署長へ提出するかは特例施設占有者が判断できます。また自ら保管する場合に、自ら保管する拾得物件と警察署長へ提出する拾得物件の選別についても占有者側で判断していただいてもかまいません。

なお、自ら保管する物件については、法第23条及び規則第39条に定められた帳簿を整備しておく必要があります（詳細は後述しています）。

下記の政令で定める高額な物件（10万円以上の物件）にあつては1週間以内に、また法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件（禁制品）及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件にあつては速やかに、警察署長へ提出しなければなりません。

※ 政令で定める高額な物件

- 1 10万円以上の現金
- 2 額面金額又はその合計が10万円以上の有価証券
- 3 貴金属、宝石その他の物であつてその価額又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められるもの

※ 禁制品

典型的には、爆発物、拳銃、ダガーナイフ、火薬類、覚醒剤等

※ 犯罪の犯人が占有していたと認められる物件

犯罪行為を組成した物、犯罪行為の用に供し又は供しようとした物、犯罪行為によって生じ又はこれによって得た物件等であつて、例えば、血のついた刃物のように犯罪に使用された物件、麻薬等犯罪を構成する物件、窃盗犯が他人から奪取した物件等

◆ 自社保管物件の売却（法第20条）

特例施設占有者は、自ら保管している拾得物件で、傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されているものや、その保管に不相当な費用又は手数を要するものとしての動物等については、公告の日から2週間以内に遺失者が判明しないときは、事前に警察署長に届け出た上で、売却することができます。

なお、拾得物件を売却した場合は、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を物件とみなして保管することになります。

※ 売却することができる物件（政令第3条）

傘、衣類、ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルト、その他衣服と共に身に着ける繊維製品又は皮革製品、履物、自転車、動物
(滅失又は毀損するおそれのある物件等についても売却可能)

◆ 自社保管物件の廃棄（法第21条）

特例施設占有者は、自ら保管している拾得物件の売却について、売却につき買受人がないときは、事前に警察署長に届け出た上で、廃棄その他の処分をすることができます。

※ 廃棄等処分することができる場合（法第21条）

- 1 売却について買受人がないとき
- 2 売却による代金の見込額が売却費用に満たないと認められるとき
- 3 所有権を取得することができない物件に該当するときその他売却することができないと認められるとき

◆ 保管物件の売却及び処分の方法・手続（政令第7条～9条）

1 特例施設占有者が保管する物件の売却方法（政令第7条）

- (1) 原則として一般競争入札又は競り売り
- (2) ただし、次に掲げる物のいずれかに該当する物件については、随意契約により売却することができます。
 - ・ 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物
 - ・ 一般競争入札等に付したが買受けの申込みをする者がなかった物
 - ・ 売却による代金の見込額が一万円を超えないと認められる物

2 特例施設占有者が保管する物件の売却手続（政令第8条）

- (1) 特例施設占有者は、一般競争入札等に付そうとするときは、一般競争入札等の日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を公告しなければなりません。
 - ・ 一般競争入札等に付そうとする物件の名称又は種類、形状及び数量
 - ・ 一般競争入札又は競り売りの別
 - ・ 一般競争入札等の日時及び場所
 - ・ 買受代金の納付の方法及び期限
- (2) (1)の公告は、公告事項を特例施設占有者の管理する公衆の見やすい場所に掲示し、又は告示事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより行います。
- (3) 特例施設占有者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2者以上から見積書を徴さなければなりません。

3 特例施設占有者が保管する物件の処分の方法（政令第9条）

- (1) 保管物件の処分は、これを廃棄し、又はこれを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すことにより行います。ただし、動物である物件の処分は、これを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地においてこれを放つことにより行います。
- (2) (1)にかかわらず、個人情報関連物件に該当するものの処分は、国家公安委員会規則で定めるところにより、これを廃棄（焼却、裁断、破碎、溶解等）することにより行います。

◆ 遺失者への拾得物件の返還（規則第35条等）

特例施設占有者は、自ら保管している拾得物件について、遺失者が判明した場合は直接遺失者へ返還することができます。

遺失者へ返還するときは、その方が拾得物件の遺失者であることを身分証等により本人確認したうえで、受領書と引換えに返還する必要があります。

また、当該拾得物件に係る拾得者が費用又は報労金を請求する権利を有する場合には、当該費用等を支払う義務がある旨を当該遺失者に通知しなければなりません。併せて、遺失者へ返還するときは、当該拾得物件に係る費用又は報労金を請求する権利を有する拾得者に通知しなければなりません。

遺失者及び拾得者へ氏名等を通知するに当たっては、双方の意向を確認した上で、場合によっては「姓」や「連絡先」の通知に代えるなど、個人情報の保護に配慮した対応を行ってください。

◆ 拾得者への拾得物件の引渡し

特例施設占有者は、自ら保管している拾得物件について、保管期間が満了した場合は、所有権を取得した施設利用者である拾得者に直接引き渡すことができます。

拾得者へ引き渡すときは、その方が拾得物件の拾得者であることを身分証等により本人確認したうえで、受領書と引換えに引き渡す必要があります。

◆ 帳簿の備え付け（法第23条及び規則第39条）

特例施設占有者は、自ら保管している物件に関して次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付け、3年間保存する必要があります。

※ 帳簿に記載しておかなければならない事項（規則第39条）

1 届出をした場合

- ・ 届出の日
- ・ 届出の提出先の警察署長
- ・ 物件の種類及び特徴
- ・ 物件の拾得の日時及び場所
- ・ 施設利用者から物件の交付を受けた場合は交付の日時
- ・ 拾得者の氏名等

2 保管物件を遺失者に返還した場合

- ・ 返還の日
- ・ 遺失者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

3 遺失者が保管物件についてその有する権利を放棄した場合

- ・ 権利を放棄した日
- ・ 遺失者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

4 交付を受けた保管物件について、拾得者が所有権を取得する権利を放棄した場合

- ・ 権利を放棄した日

5 交付を受けた保管物件を権利取得者に引き渡した場合

- ・ 引渡しの日
- ・ 権利取得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

6 売却をした場合

- ・ 売却の日
- ・ 売却の理由、方法及び経過
- ・ 買受人の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- ・ 売却による代金の額
- ・ 売却に要した費用の額

7 処分をした場合

- ・ 処分の日
- ・ 処分の理由及び方法

8 保管物件の所有権が自らに帰属した場合

- ・ 所有権が帰属した日

9 個人情報関連物件を廃棄した場合

- ・ 廃棄の日
- ・ 廃棄の方法

◆ 特例施設占有者に指定された後の変更事由（規則第29条）

特例施設占有者として指定された後に、氏名等（法人の場合は、その代表者の氏名）、施設の名称及び及び所在地に変更がある場合は、あらかじめ公安委員会に届け出る必要があります。また、施設の役員に変更があった場合等は、速やかにその旨を公安委員会に届け出る必要があります。

～ 特例施設占有者になるためには ～

公共交通機関以外の施設占有者が特例施設占有者制度を利用するためには、長崎県公安委員会に申請をして指定を受ける必要があります。

申請手続の方法や特例施設占有者制度の詳細につきましては、警察本部会計課監査指導係（TEL095-820-0110）又は施設の所在地を管轄する警察署会計課まで、お気軽にお問い合わせください。

拾得物件預り書

<p>(物件の種類及び特徴)</p> <p>【現金】</p> <p>円</p> <p>【物品】</p> <p>(交付を受けた日時)</p> <p>年 月 日 時 分</p> <p>(施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名))</p> <p>【施設】</p> <p>名 称 :</p> <p>所在地 :</p> <p>【施設占有者の氏名】</p>
<p>上記物件を預かりました。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>施設占有者の氏名</p> <p>(取扱い:)</p>

- この様式はモデルになりますので、任意の様式を使用することは可能です。
- 任意の様式を使用される場合は、ここに記載している項目については網羅する必要がありますので参考にしてください。

別紙2

拾得物一覧簿				
記載日時	物件（種類及び特徴）	拾得日時	拾得場所	備考

- この様式はモデルになりますので、任意の様式を使用することは可能です。
- 任意の様式を使用される場合は、ここに記載している項目については網羅する必要がありますので参考にしてください。

別紙3

拾得物件提出書													
遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、下記拾得物件を提出します。													
年 月 日													
警察署長 殿													
住所又は所在地													
氏名又は名称													
電話番号その他の連絡先													
番号	現金	円	内 訳	1万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
	物 品	種 類		特 徴 等 (形状、模様、品質等)									
	拾得日時・場所		年 月 日 時 分頃 (場所)										
	施設占有者に交付(届出)された日時		年 月 日 時 分										
	拾得者 住所・氏名・連絡先		占有者□ 拾得者□		住所 氏名 連絡先								
権利放棄 及び 告知同意の有無	占有者	失権	有権	費用を請求する権利 (放棄する・放棄しない) 報労金を請求する権利 (放棄する・放棄しない) 物件の所有権を取得する権利 (放棄する・放棄しない)									
		氏名等告知 (同意する・同意しない)											
	拾得者	失権	有権	費用を請求する権利 (放棄する・放棄しない) 報労金を請求する権利 (放棄する・放棄しない) 物件の所有権を取得する権利 (放棄する・放棄しない)									
		氏名等告知 (同意する・同意しない)											
番号	現金	円	内 訳	1万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
	物 品	種 類		特 徴 等 (形状、模様、品質等)									
	拾得日時・場所		年 月 日 時 分頃 (場所)										
	施設占有者に交付(届出)された日時		年 月 日 時 分										
	拾得者 住所・氏名・連絡先		占有者□ 拾得者□		住所 氏名 連絡先								
権利放棄 及び 告知同意の有無	占有者	失権	有権	費用を請求する権利 (放棄する・放棄しない) 報労金を請求する権利 (放棄する・放棄しない) 物件の所有権を取得する権利 (放棄する・放棄しない)									
		氏名等告知 (同意する・同意しない)											
	拾得者	失権	有権	費用を請求する権利 (放棄する・放棄しない) 報労金を請求する権利 (放棄する・放棄しない) 物件の所有権を取得する権利 (放棄する・放棄しない)									
		氏名等告知 (同意する・同意しない)											

- この様式はモデルになりますので、任意の様式を使用することは可能です。
- 任意の様式を使用される場合は、ここに記載している項目については網羅する必要がありますので参考にしてください。

同意書

年 月 日

警察署長 殿

施設占有者
住所

氏名

当施設内で他人の物件を拾得した施設の利用者の権利の保護及び利便を図ることから、下記事項について同意します。

記

- 1 当施設内において、他人の物件を拾得した施設の利用者が当方の管守者に当該物件を交付せずに、警察署又は交番等に提出をした場合は、当該利用者が当方に交付をしたものとみなすこと。
- 2 警察署長は、受理の都度、当該物件に係る拾得物件預り書を当該利用者に交付し、その写しを施設占有者に交付すること。

付録 I

遺失物法（平成十八年六月十五日号外法律第七十三号）

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 拾得者の義務及び警察署長等の措置
 - 第一節 拾得者の義務（第四条）
 - 第二節 警察署長等の措置（第五条－第十二条）
 - 第三節 施設における拾得の場合の特則（第十三条－第二十六条）
- 第三章 費用及び報労金（第二十七条－第三十四条）
- 第四章 物件の帰属（第三十五条－第三十七条）
- 第五章 雑則（第三十八条－第四十条）
- 第六章 罰則（第四十一条－第四十四条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。）をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること（埋蔵物及び他人の置き去った物にあっては、これを発見すること）をいう。

3 この法律において「拾得者」とは、物件の拾得をした者をいう。

4 この法律において「遺失者」とは、物件の占有をしていた者（他に所有者その他の当該物件の回復の請求権を有する者がいるときは、その者を含む。）をいう。

5 この法律において「施設」とは、建築物その他の施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。）であって、その管理に当たる者が常駐するものをいう。

6 この法律において「施設占有者」とは、施設の占有者をいう。

（準遺失物に関する民法の規定の準用）

第三条 準遺失物については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条の規定を準用する。この場合において、同条中「これを拾得した」とあるのは、「同法第二条第二項に規定する拾得をした」と読み替えるものとする。

第二章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第一節 拾得者の義務

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第三項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

第二節 警察署長等の措置 略

第三節 施設における拾得の場合の特則

（施設占有者の義務等）

第十三条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 前節の規定は、警察署長が前項の規定による提出を受けた場合について準用する。この場合において、第五条中「前条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「拾得者」とあるのは「施設占有者」と、第十一条第二項中「拾得者の同意」とあるのは「拾得者又は施設占有者の同意」と、「拾得者の氏名」とあるのは「その同意をした拾得者又は施設占有者の氏名」と、同条第三項中「拾得者」とあるのは「拾得者又は施設占有者」と読み替えるものとする。

（書面の交付）

第十四条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があったときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の交付を受けた日時

三 施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

（施設占有者の留意事項）

第十五条 施設占有者は、第四条第二項の規定による交付（以下第三十四条までにおいて単に「交付」という。）を受けた物件については、第十三条第一項の規定により遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

（不特定かつ多数の者が利用する施設における掲示）

第十六条 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、その施設を利用する者の見やすい場所に第七条第一項各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

2 前項の施設占有者は、第七条第一項各号に掲げる事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

（特例施設占有者に係る提出の免除）

第十七条 前条第一項の施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当するもの（以下「特例施設占有者」という。）は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件（政令で定める高額な物件を除く。）を第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定により遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から二週間以内に、国家公安委員会規則で定めるところにより当該物件に関する事項を警察署長に届けたときは、第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定による提出をしないことができる。この場合において、特例施設占有者は、善良な管理者の注意をもって当該物件を保管しなければならない。

（公告に関する規定等の準用）

第十八条 第七条、第八条及び第十二条の規定は、警察署長が前条前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第七条第一項及び第五項並びに第十二条中「提出を受けた」とあるのは「第十七条前段の規定による届出を受けた」と、第七条第一項第二号中「場所」とあるのは「場所並びに第十七条後段の規定により当該

物件を保管する特例施設占有者の氏名又は名称及び当該保管の場所」と読み替えるものとする。

(特例施設占有者による遺失者への返還)

第十九条 特例施設占有者は、第十七条後段の規定により保管する物件（以下「保管物件」という。）を遺失者に返還するものとする。

(特例施設占有者による売却等)

第二十条 特例施設占有者は、保管物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 特例施設占有者は、前項の規定によるほか、保管物件（第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。）が第九条第二項各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、第十八条において準用する第七条第一項の規定による公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

3 特例施設占有者は、前二項の規定による売却（以下この条及び次条第一項において単に「売却」という。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

4 売却に要した費用は、売却による代金から支弁する。

5 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該保管物件とみなす。

(特例施設占有者による処分)

第二十一条 特例施設占有者は、前条第一項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、保管物件について廃棄その他の処分をすることができる。

一 売却につき買受人がないとき。

二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。

三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

2 特例施設占有者は、前項（第一号を除く。）の規定による処分をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

(特例施設占有者による返還時の措置)

第二十二條 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該保管物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 特例施設占有者は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができる。

3 特例施設占有者は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

(特例施設占有者による帳簿の記載等)

第二十三條 特例施設占有者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、保管物件に関し国家公安委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(特例施設占有者の保管物件の提出)

第二十四條 第十七条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者は、特例施設占有者でなくなったときは、遅滞なく、前条の帳簿の写しを添付して、保管物件を警察署長に提出しなければならない。

2 第十七条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、前条の帳簿の写しを添付して、当該特例施設占有者が第十七条後段の規定により保管していた物件を警察署長に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に規定する合併後存続し、又は合併により設立された法人が引き続き特例施設占有者であるときは、この限りでない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(報告等)

第二十五條 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得をした物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特例施設占有者に対し、保管物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができる。

(指示)

第二十六條 公安委員会は、施設占有者若しくは特例施設占有者又はその代理人、使用人

その他の従業者（次項において「代理人等」という。）が第十三条第一項、第十九条、第二十二條第一項、第二十三條又は第三十七條第三項の規定に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益を保護するため必要な限度において、当該施設占有者又は特例施設占有者に対し、必要な指示をすることができる。

- 2 特例施設占有者又はその代理人等が、第二十条第一項から第三項まで又は第二十一条の規定に違反して、保管物件の売却若しくは処分をし、又はしようとしたときも、前項と同様とする。

第三章 費用及び報労金

（費用の負担）

第二十七条 物件の提出、交付及び保管に要した費用（誤って他人の物を占有した者が要した費用を除く。）は、当該物件の返還を受ける遺失者又は民法第二百四十条（第三条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第二百四十一条の規定若しくは第三十二条第一項の規定により当該物件の所有権を取得してこれを引き取る者の負担とする。

- 2 前項の費用については、民法第二百九十五条から第三百二条までの規定を適用する。

（報労金）

第二十八条 物件（誤って占有した他人の物を除く。）の返還を受ける遺失者は、当該物件の価格（第九条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により売却された物件にあっては、当該売却による代金の額）の百分の五以上百分の二十以下に相当する額の報労金を拾得者に支払わなければならない。

- 2 前項の遺失者は、当該物件の交付を受けた施設占有者があるときは、同項の規定にかかわらず、拾得者及び当該施設占有者に対し、それぞれ同項に規定する額の二分の一の額の報労金を支払わなければならない。

- 3 国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の公法人は、前二項の報労金を請求することができない。

（費用及び報労金の請求権の期間の制限）

第二十九条 第二十七条第一項の費用及び前条第一項又は第二項の報労金は、物件が遺失者に返還された後一箇月を経過したときは、請求することができない。

(拾得者等の費用償還義務の免除)

第三十条 拾得者（民法第二百四十一条ただし書に規定する他人を含む。）は、あらかじめ警察署長（第四条第二項に規定する拾得者にあつては、施設占有者）に申告して物件に関する一切の権利を放棄し、第二十七条第一項の費用を償還する義務を免れることができる。

(遺失者の費用償還義務等の免除)

第三十一条 遺失者は、物件についてその有する権利を放棄して、第二十七条第一項の費用を償還する義務及び第二十八条第一項又は第二項の報労金を支払う義務を免れることができる。

(遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等)

第三十二条 すべての遺失者が物件についてその有する権利を放棄したときは、拾得者が当該物件の所有権を取得する。ただし、民法第二百四十一条ただし書に規定する埋蔵物については、同条ただし書の規定の例による。

2 前項の規定により物件の所有権を取得する者は、その取得する権利を放棄して、第二十七条第一項の費用を償還する義務を免れることができる。

(施設占有者の権利取得等)

第三十三条 第四条第二項に規定する拾得者が、その交付をした物件について第三十条若しくは前条第二項の規定により権利を放棄したとき又は次条第三号に該当して同条の規定により権利を失ったときは、当該交付を受けた施設占有者を拾得者とみなして、民法第二百四十条の規定並びに第三十条並びに前条第一項本文及び第二項の規定を適用する。この場合において、第三十条中「警察署長（第四条第二項に規定する拾得者にあつては、施設占有者）」とあるのは、「警察署長」とする。

(費用請求権等の喪失)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、その拾得をし、又は交付を受けた物件について、第二十七条第一項の費用及び第二十八条第一項又は第二項の報労金を請求する権利並びに民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定により所有権を取得する権利を失う。

- 一 拾得をした物件又は交付を受けた物件を横領したことにより処罰された者
- 二 拾得の日から一週間以内に第四条第一項の規定による提出をしなかった拾得者（同条第二項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施設占有者を除く。）
- 三 拾得の時から二十四時間以内に交付をしなかった第四条第二項に規定する拾得者
- 四 交付を受け、又は自ら拾得をした日から一週間以内に第四条第一項又は第十三条第一項の規定による提出をしなかった施設占有者（特例施設占有者を除く。）

五 交付を受け、又は自ら拾得をした日から二週間以内（第四条第一項ただし書及び第十三条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内）に第四条第一項又は第十三条第一項の規定による提出をしなかった特例施設占有者（第十七条前段の規定によりその提出をしないことができる場合を除く。）

第四章 物件の帰属

（所有権を取得することができない物件）

第三十五条 次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。

一 法令の規定によりその所持が禁止されている物（法令の規定による許可その他の処分により所持することができる物であって政令で定めるものを除く。）

二 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）

三 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録

四 遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録

五 個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）

（拾得者等の所有権の喪失）

第三十六条 民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定により物件の所有権を取得した者は、当該取得の日から二箇月以内に当該物件を警察署長又は特例施設占有者から引き取らないときは、その所有権を失う。

（都道府県への所有権の帰属等）

第三十七条 物件（第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当する物件を除く。）について、すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合又は第七条第一項（第十八条において準用する場合を含む。）の規定による公告をした後三箇月以内（埋蔵物にあっては、六箇月以内。次項において同じ。）に遺失者が判明しない場合において、民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条

第一項の規定により所有権を取得する者がなく（その者のすべてが前条の規定によりその所有権を失ったときを含む。）は、当該物件の所有権は、次の各号に掲げる当該物件を保管する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に帰属する。

一 警察署長 当該警察署の属する都道府県（第三十五条第一号に掲げる物に該当する物件にあっては、国）

二 特例施設占有者 当該特例施設占有者

2 警察署長は、第四条第一項又は第十三条第一項の規定による提出を受けた物件のうち、第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は第七条第一項の規定による公告をした後三箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。

3 特例施設占有者は、保管物件のうち、第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は第十八条において準用する第七条第一項の規定による公告をした後三箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。

第五章 雑則 略

第六章 罰則

第四十一条 第二十六条の規定による指示に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

二 第二十条第三項又は第二十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分をした者

三 第二十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第二十四条第一項の規定に違反して保管物件を提出しなかった者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

六 第二十五条第二項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第三十七条第三項の規定に違反した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 第二十四条第二項の規定に違反して物件を提出しなかった者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 以下略

付録 2

遺失物法施行令（平成十九年二月九日政令第二十一号）

（提出を受けた物件の売却の方法等）

第一条 遺失物法（以下「法」という。）第九条第一項本文又は第二項（これらの規定を法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による警察署長が提出を受けた物件の売却は、一般競争入札又は競り売り（以下「一般競争入札等」という。）に付して行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、随意契約により売却することができる。

- 一 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物
- 二 一般競争入札等に付したが買受けの申込みをする者がなかった物
- 三 売却による代金の見込額が一万円を超えないと認められる物

第二条 警察署長は、前条本文の規定により一般競争入札等に付そうとするときは、一般競争入札等の日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 一般競争入札等に付そうとする物件の名称又は種類、形状及び数量
- 二 一般競争入札又は競り売りの別
- 三 一般競争入札等の日時及び場所
- 四 買受代金の納付の方法及び期限

2 前項の規定による公告は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより行う。

3 警察署長は、前条第一項ただし書の規定により随意契約によろうとするときは、なるべく二以上の者から見積書を徴さなければならない。

第三条 法第九条第二項第一号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める物は、次に掲げる物とする。

- 一 傘
- 二 衣服
- 三 ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルトその他衣服と共に身に着ける繊維製品又は皮革製品
- 四 履物
- 五 自転車

2 法第九条第二項第二号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で

定める物は、動物とする。

(提出を受けた物件の処分の方法)

第四条 法第十条（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による警察署長が提出を受けた物件の処分は、これを廃棄し、又はこれを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すことにより行うものとする。ただし、動物である物件の処分は、これを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地においてこれを放つことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する物件であって法第三十五条第一号に掲げる物に該当するものの処分は、これをその所持の取締りに関する事務を所掌する国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）又はその地方支分部局の長に引き渡すことにより行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する物件であって法第三十五条第二号から第五号までに掲げる物のいずれかに該当するものの処分は、国家公安委員会規則で定めるところにより、これを廃棄することにより行うものとする。

(特例施設占有者の要件)

第五条 法第十七条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項又は第三項に規定する事業（旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。次号から第四号までにおいて同じ。）に係る施設占有者であって、同法第三条第一項の許可を受けたもの

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第四条第一項の許可を受けたもの

三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第三条第一項の許可を受けたもの

四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客を運送するものに限る。）又は同条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（旅客を運送するものに限る。）の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第百条第一項の許可を受けたもの

五 百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であ

って、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面の区域を除く。）にある場合にあっては、方面公安委員会）が指定したもの

イ 法第四条第二項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上ると認められる者であること。

ロ 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

(2) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条、第二百四十三条（同法第二百三十五条の未遂罪に係る部分に限る。）、第二百四十七条、第二百五十四条、第二百五十六条第二項若しくは第二百六十一条に規定する罪若しくは法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

(3) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに（1）又は（2）に該当する者があるもの

ハ 法第四条第二項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であること。

（高額な物件）

第六条 法第十七条の政令で定める高額な物件は、次に掲げる物件とする。

一 十万円以上の現金

二 額面金額又はその合計額が十万円以上の有価証券

三 貴金属、宝石その他の物であってその価額又はその合計額が十万円以上であると明らかに認められるもの

（特例施設占有者が保管する物件の売却の方法）

第七条 法第二十条第一項本文又は第二項の規定による特例施設占有者が保管する物件の売却は、一般競争入札等に付して行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、随意契約により売却することができる。

一 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物

二 一般競争入札等に付したが買受けの申込みをする者がなかった物

三 売却による代金の見込額が一万円を超えないと認められる物

第八条 特例施設占有者は、前条本文の規定により一般競争入札等に付そうとするときは、一般競争入札等の日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 一般競争入札等に付そうとする物件の名称又は種類、形状及び数量

二 一般競争入札又は競り売りの別

三 一般競争入札等の日時及び場所

四 買受代金の納付の方法及び期限

2 前項の規定による公告は、同項各号に掲げる事項を当該特例施設占有者の管理する公衆の見やすい場所に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより行う。

3 特例施設占有者は、前条第一項ただし書の規定により随意契約によろうとするときは、なるべく二以上の者から見積書を徴さなければならない。

(特例施設占有者が保管する物件の処分の方法)

第九条 法第二十一条第一項の規定による特例施設占有者が保管する物件の処分は、これを廃棄し、又はこれを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すことにより行うものとする。ただし、動物である物件の処分は、これを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地においてこれを放つことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する物件であって法第三十五条第二号から第五号までに掲げる物のいずれかに該当するものの処分は、国家公安委員会規則で定めるところにより、これを廃棄することにより行うものとする。

(所持を禁じられた物件のうち所有権を取得することができるもの)

第十条 法第三十五条第一号の政令で定める物は、次に掲げる物とする。

一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する銃砲又は同項第六号に規定する刀剣類

二 銃砲刀剣類所持等取締法第十四条に規定する美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類

(権限の委任)

第十一条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

附則 以下略

付録3

遺失物法施行規則（平成十九年三月二十七日号外国家公安委員会規則第六号）

目次

第一章 警察署長等の措置

第一節 物件の提出を受けたときの措置（第一条－第四条）

第二節 遺失届の受理等（第五条）

第三節 遺失者等を発見するための措置（第六条－第十二条）

第四節 提出物件の売却等（第十三条－第十六条）

第五節 現金又は売却による代金の預託（第十七条）

第六節 提出物件の返還、引渡し等（第十八条－第二十三条）

第七節 国に帰属した物件の取扱い等（第二十四条・第二十五条）

第二章 施設占有者の措置等

第一節 施設占有者の措置（第二十六条・第二十七条）

第二節 特例施設占有者の指定（第二十八条－第三十条）

第三節 特例施設占有者の措置等（第三十一条－第三十九条）

第三章 雑則（第四十条・第四十一条）

附則

第一章 警察署長等の措置 略

第二章 施設占有者の措置等

第一節 施設占有者の措置

（施設占有者による物件の提出）

第二十六条 施設占有者は、法第四条第一項又は法第十三条第一項の規定により警察署長に物件を提出するときは、次に掲げる事項を記載した提出書を当該警察署長に提出しなければならない。

一 物件に関する事項

イ 物件の種類及び特徴

ロ 物件の拾得の日時及び場所

ハ 物件の交付の日時

二 施設占有者及び拾得者に関する事項

イ 施設占有者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

ロ 拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

ハ 施設占有者及び拾得者の費用請求権等の有無

二 同意の有無

(施設占有者による掲示等の期間)

第二十七条 法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による書面の備付けは、法第四条第二項の規定により物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をした日から当該物件の遺失者が判明するまでの間又は当該物件を警察署長に提出するまで（保管物件にあっては、公告の日から三箇月を経過する日まで）の間、行うものとする。

第二節 特例施設占有者の指定

(指定)

第二十八条 令第五条第五号の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする施設占有者の申請に基づき行うものとする。

2 指定を受けようとする施設占有者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面の区域を除く。）にある場合にあっては、方面公安委員会。以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

一 氏名等及び法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

三 物件の保管の場所

四 施設における推定による一箇月間の法第四条第二項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数及びその算出の基礎

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合

イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

ロ 令第五条第五号ロ（1）から（3）までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面

二 申請者が法人である場合

イ 法人の登記事項証明書

ロ 定款又はこれに代わる書面

ハ 役員に係る前号イ及びロに掲げる書面

ニ 前号ハに掲げる書面

4 公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた施設占有者（以下「指定特

例施設占有者」という。)に係る第二項第一号及び第二号に掲げる事項を公示するものとする。

(心身の故障により業務を適正に行うことができない者)

第二十八条の二 令第五条第五号ロ(3)の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(公示事項等の変更)

第二十九条 指定特例施設占有者は、第二十八条第四項の規定による公示に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 指定特例施設占有者は、第二十八条第三項に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第三十条 公安委員会は、指定特例施設占有者が令第五条第五号に規定する指定の要件に該当しなくなったと認められるときは、その指定を取り消すことができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

第三節 特例施設占有者の措置等

(保管物件の届出等)

第三十一条 届出は、別記様式第十一号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2 警察署長は、法第十八条において準用する法第七条第一項の規定により保管物件の公告をしたときは、当該公告の日付を当該保管物件に係る届出をした特例施設占有者に通知するものとする。

(売却の届出)

第三十二条 法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十一号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

(処分の届出等)

第三十三条 法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第十一号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2 特例施設占有者は、法第二十一条第一項の規定による処分をするときは、その旨をあらかじめ民法第二百四十条の規定又は法第三十二条第一項の規定により当該物件の所有権を取得する権利を有する拾得者に通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

(保管物件の廃棄の方法)

第三十四条 令第九条第二項の規定による廃棄は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第三十五条第二号に掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにすること。
- 二 法第三十五条第三号から第五号までに掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件に記録された個人の秘密に属する事項、遺失者若しくはその関係者と認められる個人の住所若しくは連絡先又は個人情報データベース等を構成する個人情報を認識することができないようにすること。

(遺失者が判明したときの措置等)

第三十五条 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明したときは、速やかに、当該物件の返還に係る手続を行う場所並びに当該物件に係る法第二十七条第一項の費用及び法第二十八条第一項又は第二項の報労金を支払う義務がある旨を当該遺失者に通知するものとする。

- 2 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、当該物件を返還する旨を当該物件に係る法第二十七条第一項の費用又は法第二十八条第二項の報労金を請求する権利を有する拾得者に通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。
- 3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。
- 4 特例施設占有者は、保管物件について、民法第二百四十条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

拾得者が民法第二百四十条の規定により所有権を取得する権利を有するとき。	拾得者	当該物件の所有権を取得した期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨
拾得者が民法第二百四十条の規定により所有権を取得する権利を有しないとき。	法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する拾得者	当該物件の所有権を取得してこれを引き取る施設占有者に法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する旨

5 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

(送付による保管物件の返還及び引渡し)

第三十六条 特例施設占有者は、保管物件の返還に係る手続を行う場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から保管物件の返還を求められたときは、遺失者の申出により、保管物件を送付することができる。

2 前項に規定する場合において、送付に要する費用は、遺失者の負担とする。

3 前二項の規定は、民法第二百四十条の規定又は法第三十二条第一項の規定により保管物件の所有権を取得した拾得者（以下この節において「権利取得者」という。）に対する保管物件の引渡しについて準用する。この場合において、これらの規定中「遺失者」とあるのは、「権利取得者」と読み替えるものとする。

(特例施設占有者による遺失者の確認の方法等)

第三十七条 法第二十二條第一項の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

- 一 返還を求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること。
- 二 返還を求める者から当該物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所を聴取し、法第二十三条に規定する帳簿に記載された内容と照合すること。

2 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、当該物件を受領した旨を記載した書面と引換えに引き渡さなければならない。

一 引渡しを求める者からその氏名等を証するに足りる書面及び当該物件に係る法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

二 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を聴取し、法第二十三条に規定する帳簿に記載された内容と照合すること。

(所有権を取得することができない物件の廃棄の方法)

第三十八条 法第三十七条第三項の規定による廃棄は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第三十五条第二号に掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにすること。

二 法第三十五条第三号から第五号までに掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件に記録された個人の秘密に属する事項、遺失者若しくはその関係者と認められる個人の住所若しくは連絡先又は個人情報データベース等を構成する個人情報を認識することができないようにすること。

(帳簿)

第三十九条 法第二十三条に規定する帳簿は、記載の日から三年間、保存しなければならない。

2 法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 届出をした場合

イ 届出の日

ロ 届出の提出先の警察署長

ハ 物件の種類及び特徴

ニ 物件の拾得の日時及び場所

ホ 物件が法第四条第二項の規定による交付を受けたものであるときは、当該交付の日時

ヘ 拾得者の氏名等

二 保管物件を遺失者に返還した場合

イ 返還の日

ロ 遺失者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

三 遺失者が保管物件についてその有する権利を放棄した場合

- イ 権利を放棄した日
- ロ 遺失者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- 四 法第四条第二項の規定により交付を受けた保管物件について、拾得者が所有権を取得する権利を放棄した場合 権利を放棄した日
- 五 法第四条第二項の規定により交付を受けた保管物件を権利取得者に引き渡した場合
 - イ 引渡しの日
 - ロ 権利取得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- 六 法第二十条第一項又は第二項の規定による売却をした場合
 - イ 売却の日
 - ロ 売却の理由、方法及び経過
 - ハ 買受人の氏名等及び電話番号その他の連絡先
 - ニ 売却による代金の額
 - ホ 売却に要した費用の額
- 七 法第二十一条第一項の規定による処分をした場合
 - イ 処分の日
 - ロ 処分の理由及び方法
- 八 法第三十七条第一項第二号の規定により保管物件の所有権が自らに帰属した場合 所有権が帰属した日
- 九 法第三十七条第三項の規定により保管物件を廃棄した場合
 - イ 廃棄の日
 - ロ 廃棄の方法

第三章 雑則

(施設占有者に対する指導及び助言)

第四十条 警察署長は、施設占有者に、遺失者及び拾得者の権利の保護と利便の向上を図るための措置が確実に行われるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 提出書 第二十六条
- 二 申請書 第二十八条第二項
- 三 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面 第二十八条

第三項

- 四 定款又はこれに代わる書面 第二十八条第三項
- 五 保管物件届出書 第三十一条第一項
- 六 物件売却届出書 第三十二条
- 七 物件処分届出書 第三十三条第一項

附則 以下略

別記様式第1号（第1条関係）

拾得物件控書

<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権	
警察署 受理番号	
受理日時 年 月 日 午前・後 時 分	本署 交番・駐在所 取扱者氏名
日時 拾得場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得
拾得者 住所・氏名	住所 氏名 電話番号その他の連絡先
施設占有者 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先
物 金	現 債 千 百 十 万 千 百 十 円 内 訳 1万円札 枚 5000円札 枚 2000円札 枚 1000円札 枚 500円硬貨 枚 100円硬貨 枚 50円硬貨 枚 10円硬貨 枚 5円硬貨 枚 1円硬貨 枚 現金のみ
	物 品
権利放棄の 意思及び氏 名等告知の 同意の有無	上記物件に関する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金を受ける権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。 警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。 【 <input type="checkbox"/> 上記物件に関する権利放棄、 <input type="checkbox"/> 氏名等告知の同意】については、後で考えて決めます。 拾得者又は施設占有者 氏名又は名称
施設内における拾 得者に係る権利の 有無等	物件に関する権利 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 報労金を受ける権利 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利 <input type="checkbox"/> 無 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備 考	拾得者の 物件引取 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

- 備考 1 印のある欄については、該当の内にレ印を付すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第2号（第2条関係）

拾得物件預り書

<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権		警察署		受理番号	
受理日時		年 月 日 午前・後 時 分		本署 交番・駐在所	
日時		年 月 日 午前・後 時 分		取扱者氏名	
拾得場所		にて拾得			
拾得者住所・氏名		住所 ふりがな..... 氏名		電話番号その他の連絡先	
施設占有者住所・氏名		住所又は所在地 ふりがな..... 氏名又は名称		電話番号その他の連絡先	
物	金	現 価 千 百 十 万 千 百 十 円		内 訳	
		1万円札 枚 5000円札 枚 2000円札 枚 1000円札 枚 500円硬貨 枚 100円硬貨 枚 50円硬貨 枚 10円硬貨 枚 5円硬貨 枚 1円硬貨 枚		現金のみ	
件	品	種 類		特徴等（形状・模様・品質等）	
あなたは提出された物件に関する		<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄しました。..... <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄しました。 <input type="checkbox"/> 報労金を受ける権利を放棄しました。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄しました。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄していません。		<input type="checkbox"/> 同意しました。 <input type="checkbox"/> 同意していません。	
あなたは警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに		<input type="checkbox"/> 同意しました。 <input type="checkbox"/> 同意していません。			
あなたは、 <input type="checkbox"/> 上記物件に関する権利放棄、 <input type="checkbox"/> 氏名等告知の同意		について、後で考えて決めることとしました。			
上記の物件を預かりました。		年 月 日		拾得者の物件引取期間	
殿		警察署長 回		年 月 日から 年 月 日まで	
<input type="checkbox"/> あなたが提出された物件のうち、()は、遺失物法第35条の規定により、法定の期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。					
受領確認		上記の物件を受領しました。 年 月 日 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 氏名又は名称			
備考					

注 この預り書は、あなたが上記物件について所有権を取得し、その物件を受け取る場合、警察署長に提出することにより受領書に代えることとなるものですから、大切に保管してください。

- 備考 1 印のある欄については、該当の内にレ印を付すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第3号（第5条関係）

遺失届出書

※		警察署	※受理番号																								
※受理日時	年 月 日 午前・後 時 分			※本署 交番・駐在所																							
	※取扱者氏名																										
遺失者 住所・氏名	住所又は所在地																										
	おりがな 氏名又は名称			電話番号その他の連絡先																							
遺失日時	年 月 日 午前・後 時 分			ところから																							
	年 月 日 午前・後 時 分			ところまで																							
遺失場所																											
物 金	億・千・百・十・万・千・百・十・円			内 訳																							
	<table border="1"> <tr> <td>1万円札</td> <td>枚</td> <td>5000円札</td> <td>枚</td> <td>2000円札</td> <td>枚</td> <td>1000円札</td> <td>枚</td> <td>500円硬貨</td> <td>枚</td> <td rowspan="2">現金のみ</td> </tr> <tr> <td>100円硬貨</td> <td>枚</td> <td>50円硬貨</td> <td>枚</td> <td>10円硬貨</td> <td>枚</td> <td>5円硬貨</td> <td>枚</td> <td>1円硬貨</td> <td>枚</td> </tr> </table>			1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚	500円硬貨	枚	現金のみ	100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨	枚			
1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚	500円硬貨	枚	現金のみ																	
100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨	枚																		
物 品	種 類		特徴等（形状・模様・品質等）					点数																			
上記物件を遺失したので届出をします。 年 月 日 警察署長 殿 氏 名																											
備考																											

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

拾得物件公告

下記の物件の遺失者は、速やかに当署に届出をしてください。

年 月 日

警察署長

記

1 物件の種類及び特徴

2 拾得の日時

3 拾得の場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

保 管 物 件 公 告

下記の物件の遺失者は、速やかに保管している施設の占有者に連絡をしてください。

年 月 日

警 察 署 長

記

- 1 物件の種類及び特徴

- 2 拾得の日時

- 3 拾得の場所

- 4 保管している施設の占有者の氏名又は名称

- 5 保管場所及びその電話番号その他の連絡先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第6号（第13条関係）

物 件 売 却 書

受理番号		受理年月日	年 月 日
物 件	種 類	特徴等（形状・模様・品質等）	
拾得年月日	年 月 日		
拾得場所			
拾得者の住 所・氏名	住所又は所在地		
	氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	
売 却 理 由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある（法第9条第1項関係） <input type="checkbox"/> 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する（法第9条第1項関係） <input type="checkbox"/> 当該物件が政令で定める物に該当（法第9条第2項関係）		
	（具体的理由）		
売却年月日	年 月 日		
売却の方法			
売却の経過			
売 却 の 相 手 方 の 住 所 ・ 氏 名	住所又は所在地		
	氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	
売却代金等 の 額			
官職・氏名			
備 考			

- 備考 1 売却理由欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第7号（第16条関係）

物 件 処 分 書

受理番号		受理年月日		年	月	日
物 件	種 類	特徴等（形状・模様・品質等）				
拾得年月日		年	月	日		
拾得場所						
拾得者の住所・氏名等		住所又は所在地		電話番号その他の連絡先		
処 分 理 由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある（法第9条第1項関係） <input type="checkbox"/> 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する（法第9条第1項関係） <input type="checkbox"/> 当該物件が政令で定める物に該当（法第9条第2項関係）					
	<input type="checkbox"/> 売却につき買受人がない（法第10条第1号関係） <input type="checkbox"/> 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない（法第10条第2号関係） <input type="checkbox"/> 法第35条の所有権を取得することができない物件に該当（法第10条第3号関係） <input type="checkbox"/> その他売却することができない（法第10条第3号関係） （具体的理由）					
処分年月日		年	月	日		
処分場所						
処分方法						
官職・氏名						
備 考						

- 備考 1 処分理由欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第8号（第20条関係）

受 領 書

受理番号				
物 件	現金	円		
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・品質等）	点数
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称</p> <p>電話番号その他の連絡先</p>				
備 考				

注 拾得物件預り書を所持する権利取得者は、物件の交付を受ける際に、その預り書を警察署長に提出することにより、この受領書に代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

拾得物件関係事項照会書

年 月 日

殿

警察署長 印

拾得された物件の遺失者への返還のため必要があることから、下記事項につき至急回答願いたく、遺失物法第12条によって照会します。

記

照 会 事 項

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

（電話 ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第10号（第23条関係）

請 求 書

年 月 日

殿

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を請求します。

費 目 別	金 額	内 訳
	円	
	円	
	円	
備 考		

----- (切り取り線) -----

領 収 書

殿

年 月 日

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を領収しました。

金 _____ 円

- 備考 1 備考欄には、その物件の受理番号その他必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第11号（第31条、第32条、第33条関係）

<p>保管物件 物件売却 届出書 物件処分</p> <p>第17条 遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。 第21条第2項</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿 氏名又は名称 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号その他の連絡先</p>				
※受理番号				
保管施設の 名称等	名称 所在地 電話番号その他の連絡先			
番号	物件の種類及び特徴等	拾得日時・場所	交付日時	整理 番号
	現金 物 品			
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
備考				

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 3 印のある欄については該当の内にレ印を付すこと。
 - 4 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。
 - 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第12号（第41条関係）

電磁的記録媒体提出票	
第26条 第28条第2項 第28条第3項 第31条第1項 第32条 第33条第1項	遺失物法施行規則の規定により提出すべき書類に記載すること
ととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。	
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。	
年 月 日	
殿	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
1 電磁的記録媒体に記録された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない場合は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。